

防府市雨水貯留浸透施設設置費補助金交付要綱

平成26年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、降雨時における雨水の流出量を抑制することにより、河川などの洪水を軽減するとともに、雨水の有効利用を図るため、雨水貯留・浸透施設等を設置する者に対し、予算の範囲内において防府市が交付する雨水貯留浸透施設設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1項に規定する浄化槽及びし尿を処理する浄化槽をいう。
- (2) 浄化槽転用雨水貯留槽 公共下水道接続時又は改築時若しくは増築時に不用となる浄化槽を転用した、敷地内に降った雨水を貯留する槽をいう。
- (3) 雨水貯留槽 敷地内に降った雨水貯留容量が100リットル以上の新設の貯留槽をいう。
- (4) 雨水貯留施設 雨水貯留槽及び浄化槽転用雨水貯留槽並びにこれらに関連する給排水設備からなる施設をいう。
- (5) 浸透ます 砕石で充填し、集水した雨水をその底部又は側面から地中に浸透させる施設をいう。
- (6) 浸透管 流入水を均一に分散させるために浸透性の管を敷設した施設をいう。
- (7) 雨水浸透施設 敷地内に降った雨水を浸透ます又は浸透管により地中に浸透させる施設をいう。
- (8) 雨水貯留・浸透施設等 雨水貯留施設及び雨水浸透施設をいう。

(補助対象区域)

第3条 補助の対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）は、次に掲げる区域とする。

(1) 市内全域（地滑り防止区域及び急傾斜崩壊危険区域を除く。）

(2) その他市長が適当であると認める区域

(補助金の交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる雨水貯留・浸透施設等は、補助対象区域において次に掲げる施設を設置した者に対して交付するものとする。

(1) 次のいずれにも該当する浄化槽転用雨水貯留槽

ア 施工前に汚泥のくみ取り及び清掃がしてあること。

イ 浄化槽内部の不用部品の撤去及び仕切り板の穴あけ工事がしてあること。

ウ 雨水の集水及び余水吐きの配管工事がしてあること。

エ ポンプ及び止栓の設置に係る工事がしてあること。

(2) 次のいずれにも該当する浸透ます

ア 別図に定めるⅠ型の構造を有する施設の設置であること。ただし、設置する場所の状況により浸透ますⅠ型により難しい場合は、別図に定めるⅡ型の構造を有する施設とすることができる。

イ 設置する個数が建築面積100平方メートル当たりおおむね2基であること。

ウ 設置する場所が建築物及び隣地境界から相当程度離れた場所であること。

エ 設置により周辺の崖、擁壁等に崩壊等の悪影響を及ぼすおそれがないこと。

(3) 設置した雨水貯留槽の貯留容量の合計が100リットル以上である既製品の雨水貯留槽。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としないものとする。

(1) 既に雨水貯留・浸透施設等に対する補助金の交付を受けたことがある施設を作り変えようとするとき。

(2) 移転補償等機能回復により設置するとき。

(3) 市税の滞納をしているとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適当と認めた

とき。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は次に掲げるとおりとし、1円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。

- (1) 浄化槽転用雨水貯留槽 1施設につき工事総額の3分の2に相当する額(上限100,000円)
- (2) 雨水貯留槽 1施設につき工事総額の3分の2に相当する額(上限30,000円)
- (3) 別図に定める浸透ますⅠ型 1基につき工事総額の3分の2に相当する額(上限50,000円)
- (4) 別図に定める浸透ますⅡ型 1基につき工事総額の3分の2に相当する額(上限30,000円)

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ雨水貯留浸透施設設置費補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 施設設置場所の案内図
- (2) 工事の図面(配置平面図、断面図及び構造図(雨水浸透施設の場合は、排水計画図))
- (3) 工事見積書の写し
- (4) 工事着手前の現場状況写真(写真で説明できるもの)
- (5) 誓約書(第2号様式)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類(設置する施設の説明図、構造図、製品カタログ等)
- (7) 市税の滞納のないことの証明書

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

2 前項の規定により、補助金を交付する決定をした者又は補助金を交付しない決定をした者に対しては雨水貯留浸透施設設置費補助金交付・不交付決定

通知書（第3号様式）により、それぞれ通知するものとする。

- 3 市長は、補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。
（変更申請等）

第8条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、申請の内容を変更し、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、雨水貯留浸透施設設置費補助事業変更申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、変更内容を審査検討し、前条の規定による補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に著しい変更があると認めるときは、同条の規定による決定を変更することができる。

- 3 補助対象者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、事業完了予定日の前日までに市長に報告してその指示を受けなければならない。

- 4 市長は2項の規定により補助金の交付決定の内容変更をした場合は、雨水貯留浸透施設設置費補助金交付決定変更通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（完了報告）

第9条 補助対象者は、事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、雨水貯留浸透施設設置費補助事業実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 工事完了配置平面図
- （2） 工事写真（工事着手から完成までの写真）
- （3） 施工業者からの請求書及び領収書の写し
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付金額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容の審査及び現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の交付額を確定し、雨水貯留浸透施設設置費補助金交付確定通知書（第7号様式）により補助対象者に

通知するものとする。

（補助金の交付）

第 11 条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、雨水貯留浸透施設設置費補助金交付請求書（第 8 号様式）による補助対象者からの請求に基づき、補助金を交付する。

（補助金の交付の取消し）

第 12 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） この要綱の規定に違反したとき。
- （2） 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- （3） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、交付を取り消した場合は、雨水貯留浸透施設設置費補助金交付取消決定通知書（第 9 号様式）により当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 14 条 市長は、補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて補助金の返還を命ずることができる。

（現地調査）

第 15 条 市長は、補助対象事業を適正に執行するため、必要に応じて施工状況を現地において調査することができる。

（維持管理等）

第 16 条 補助対象者は、当該工事完了後、雨水貯留浸・透施設等を適正に維持管理し、効用発揮に努めるものとする。

2 当該工事完了後、雨水貯留・浸透施設等自体の変形、破損、浮き上がり、目づまり等が生じた場合又は雨水貯留・浸透施設等の異常により第三者に事故若しくは問題が生じた場合において、市はその責任を負わないものとする。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年３月１日から施行する。（補助対象区域の変更）